



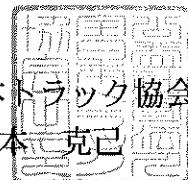
全ト協発第 456 号 (企)

令和元年 11月29日

都道府県トラック協会

会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



厚生労働省実施「令和2年就労条件総合調査」の協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり「令和2年就労条件総合調査」に関する、傘下会員事業者への周知、広報の協力依頼がありました。

本調査は、主要産業における就労条件の現状を明らかにするもので、国の実施する非常に重要な調査として、労働政策審議会等の検討資料や労働経済白書をはじめとする分析等に広く活用されているほか、年次有給休暇の取得率等の社会的関心が高い事項を調査しており、一定の方法により抽出された企業が調査の対象となります。調査対象となる企業には、厚生労働省が委託した民間事業者から調査票が郵送されることとなります。

つきましては、本調査に係る傘下会員事業者の皆様への周知にご協力いただきま
すよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

<添付資料>

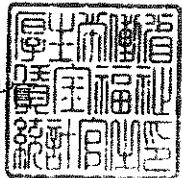
1. 令和2年就労条件総合調査の実施についての協力依頼について
2. 調査の内容、調査票例
3. 機関紙、広報誌等における広報文例



政統賃發 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 様

厚生労働省賃金福祉統計室



令和 2 年就労条件総合調査の実施についての協力依頼について

厚生労働省において実施しております就労条件総合調査につきまして、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として、平成 12 年度以降毎年実施しております。

本調査の結果は、労働政策審議会などの検討資料や「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に用いられ、また、労働経済白書をはじめとする分析等に広く活用されているほか、年次有給休暇の取得率等の社会的関心が高い事項を調査しており、非常に重要な調査となっております。

本年も別添 1 「調査の内容」及び別添 2 「調査票」に基づき来年 1 月に実施いたします。つきましては、本調査実施の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら参考までに原稿を用意いたしましたので、掲載いただくなど本調査の周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付
参事官付 賃金福祉統計室 就労条件係 高橋
電話：03-5253-1111 内線 7639
syurou@mhlw.go.jp

調査の内容

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業 [鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）]

(3) 企業

事業所母集団データベース（平成 29 年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者 30 人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約 6,400 社。

3 調査の時期

令和 2 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行う。ただし、年間については、平成 31 年・令和元年（又は平成 30 会計年度）1 年間の状況について調査を行う。

4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項

5 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施する。

6 調査系統

厚生労働省－民間事業者－報告者

7 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。